

懲戒処分の公表について

令和 6 年 11 月 20 日
学校法人東北医科薬科大学

このたび、本法人職員に対して学校法人東北医科薬科大学就業規則に基づき、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1. 被処分者

医学部 教員

2. 処分内容及び処分年月日

懲戒解雇 令和 6 年 11 月 19 日

3. 事案の概要

被処分者は、令和 6 年 6 月から 9 月分（4 カ月分）の勤務に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当の不正請求及び受給（詐取）により、本法人に金銭的損害を与えた。

かかる行為は、本法人職員としてあるまじき行為であり、本学就業規則により懲戒の事由に該当すると認められるため懲戒解雇とした。

4. 再発防止について

本法人の職員がこのような行為をしたことは、誠に遺憾であり、本件を真摯に受け止めています。

本法人として、教職員に対して速やかな注意喚起等を行い、今後同様の事案が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。